

平成29年9月26日

(一社)東京都空手道連盟
道歴保証人
区郡市理事長 殿

(一社)東京都空手道連盟
専務理事 坂梨 孝美
段位部会長 横尾 嘉明
(公印省略)

平成29年度 公益財団法人全日本空手道連盟公認六段・七段位審査会
の実施について

標記について、別紙の通り実施されます。とりまとめて申請します
ので、理事長各位には貴連盟内の団体・会派に周知徹底される様お願い
いたします。

記

1.申請期限 平成29年10月13日(金)必着
(都空連で一括して申し込みます)

- *都空連・全空連会員証の写し及び振込票の写しを必ず添付して下さい。
(全空連会員証は申請書に貼付け、他は貼付けしない)
- *受審申請書の申請団体欄は空欄のままにして下さい。
- *切手を貼付した返信用封筒(長3形)を同封して下さい。
- *会員証で現段位を証明できない場合は現段位証状の写しを(A4版)を添付
してください。

2.<振込先> 銀行 みずほ銀行 上大岡支店(店番号 369)
普通 2902007

口座名 東京都空手道連盟 よこお横尾 よしあき嘉明

3.<送付先> 〒233-0003 横浜市港南区港南6丁目9番3号
横尾 嘉明 TEL・FAX 045-841-2105

以 上

平成29年度公益財団法人全日本空手道連盟 公認六段・七段位審査会 実 施 要 項

1. 審査日時

段 位	審 査 日	受 付	開 始	筆記試験
六 段	11月 18日(土)	8:30～ 8:50	9:00～	当日設定
七 段	11月 19日(日)	8:30～ 8:50	9:00～	

2. 会 場：日本空手道会館

〒135-8538 東京都江東区辰巳 1-1-20 TEL03-5534-1951

交通案内：地下鉄東京メトロ有楽町線「辰巳駅」下車1番出口より徒歩5分

3. 審査科目

(1) 筆記試験

空手道教範（第1章「空手道概論」、第2章「空手道指導者の役割と責任」、第9章「空手道の礼法、基本技術及び応用技術」、第10章「中学校武道授業指導法」）及び空手競技規定の中より出題する。

(2) 実 技

6段・・形、組手とし、形の審査から実施する。

形	組手
指定形1つと得意形1つ	自由組手2試合

◎ 指定形：第1、第2は、受審者の選択とする。

◎ 受審者に特段の事情がある場合は、全空連が承認した場合のみ自由組手に替えて約束組手を実施することができる。希望する受審者は、受審申請書を提出する際に、約束組手を希望する旨とその理由を記載した文書を提出する。併せて医師の診断書がある場合は添付する。

7段・・形2つ（指定形1つと得意形1つ）を行う。※今年度より実施内容変更

★実技は、六・七段位とも競技用マットを使用する。

★得意形は全空連得意形リストから選ぶものとする。

4. 受審者の資格基準

受審段位	受 審 基 準	年 齢
6 段	公認5段取得5年以上（2013年1月2日以前取得者）	満34歳以上
7 段	公認6段取得6年以上（2012年1月3日以前取得者）	満41歳以上

◎ 上記の外、受審段位の受審実績を有する者。

◎ 年齢は、審査日の満年齢を厳守とする。

◎ 段審査及び資格審査員等の受審基準の経過年数は、当該経過年数の満了日の30日前から認めることができることとする。

※今年度より6段・7段位の受審年齢を変更

5. 審査料 6段 25,000円(税込)
7段 26,000円(税込)
*一旦納入された審査料は返却しない。

6. 申請書類

- (1) 受審申請書 (全空連指定のもの)
(2) 写真 (申請書に貼付)
(3) 全空連会員証写し
(4) 返信用封筒 (長3形封筒とし、住所、氏名を記入し切手を貼付すること)

7. 受審申請書記入上の注意事項

- (1) 申請書の本人捺印を必ず確認すること。
(2) 現公認段位欄は、公認段位(推薦段位は不可)を記入すること。
(3) 申請書記載の流派名は、剛柔・和道・松濤館・糸東のいずれかを記入すること。
(4) 申請団体欄には、所属する都道府県、競技団体、協力団体名を記入し、申請団体長印を押印すること。

8. 申請方法

申請書類及び審査料を都道府県、競技団体、協力団体事務局が取りまとめのうえ、下記宛申請すること。

〒135-8538 東京都江東区辰巳1-1-20 日本空手道会館
公益財団法人 全日本空手道連盟 指導普及課宛

振込先 みずほ銀行 虎ノ門支店
普通預金 NO. 1847749
口座名 財団法人 全日本空手道連盟

*審査料の振込受領書(写し)を添付して下さい。

9. 申請期限 平成29年10月20日(金)(必着)

10. 携帯品

- (1) 空手衣(都道府県や流会派のマークは消すこと)
(2) 安全具(拳サポーターの使用を義務付ける。ボディプロテクター、セーフティーカップ、マウスピースは、任意での使用を認めることとする。その他の防具については使用を不可とする。)※六段位審査会受審者のみ

本件担当：指導普及課 大井 悠 矢
TEL：03-5534-1951
FAX：03-5534-1952
E-mail：y-ohi@chic.ocn.ne.jp